**平成２５年（フ）第２８６０号**
東京都世田谷区玉川台１丁目３―12―502
債務者　竹村　茂雄
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　陽介
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３２２５号**
東京都青梅市野上町３丁目16―７―203
債務者　鮫島　信重
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　純雄
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３１３４号**
埼玉県入間郡毛呂山町中央３丁目21―22
債務者　海野　哲裕
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋村　晴子
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２９１０号**
神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目７－３
債務者　生井　秀紀
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　直也
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２９１１号**
神奈川県横浜市旭区川井本町89―５
債務者　戸田　博之
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　俊行
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３０５３号**
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2415―207、住民票上の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2451―24
債務者　鈴木　克美
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二瓶　紀子
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第１１９号**
岡山市中区高島１丁目４番９－１号
債務者　馬場　安里
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３１１２号**
東京都板橋区坂下１丁目40―15―202
債務者　井上　淑子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３１２２号**
東京都杉並区浜田山４丁目10―25　四丁目十番館206
債務者　工藤　吾郎
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３１６４号**
東京都葛飾区立石８丁目37―10―507号　日神パレス立石第２
債務者　中垣　静子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３１７０号**
東京都大田区中央３丁目34―１―401
債務者　山口　彰規
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３１７１号**
千葉県市川市南行徳３―16―１　陽光203、住民票上の住所千葉県東金市台方756―６
債務者　川嶋　隆雄
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３２３７号**
東京都練馬区高松３丁目21―８
債務者　村上　義博
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３２３８号**
神奈川県横浜市旭区白根８丁目９－３―219
債務者　海老塚勝美
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３２３９号**
東京都板橋区徳丸４丁目13―30
債務者　鈴木　清治
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３２４８号**
東京都杉並区高井戸東４丁目16―14―208
債務者　森滿　優子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部